

札幌市地域防災計画

【危険物等事故災害対策】

札幌市防災会議

平成17年7月

平成20年12月 一部修正

平成22年 9月 一部修正

目 次

第1章 総則	
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の適用範囲	1
1. 計画の適用範囲	1
2. 想定する事故	2
第3節 関係機関の役割	3
1. 札幌市	3
2. 防災関係機関	4
3. 市民	5
4. 危険物事業者等	5
5. その他施設の管理者	5
第2章 災害予防計画	
第1節 予防対策の推進	7
1. 予防体制の確立	7
2. 情報連絡体制の確立	7
3. 防災教育・訓練の実施	7
第2節 予防査察等の推進	7
第3章 災害応急対策計画	
第1節 応急活動体制	9
第2節 情報の収集・伝達	10
1. 情報連絡体制	10
2. 市民等への情報伝達	12
第3節 応援派遣要請	13
1. 自衛隊	13
2. その他機関	13
第4節 応急対策活動	15
1. 情報の共有化	15
2. 消火・救助	15
3. 応急医療救護	15
4. 遺体の処理・安置	15
5. 交通規制等	15
6. 流出危険物等への対応	15
7. 被害調査等	16
第5節 避難対策	17
1. 避難の勧告・指示	17
2. 警戒区域の設置	17
3. 避難誘導	17
4. 避難場所の開設	18

資料編

危険物等の定義	19
危険物等施設の状況	27
危険物等事故の事例	31

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき定めた札幌市地域防災計画事故災害対策編のうち、危険物等の事故にかかる災害対策についてまとめたものである。

この計画は、札幌市内の危険物等取扱施設又は危険物等積載車両で、漏洩、爆発、炎上等の事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、迅速かつ的確な対応を行うために防災関係機関等の体制と業務を定めることにより、市民の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

第 2 節 計画の適用範囲

1. 計画の適用範囲

この計画は、札幌市内で発生する危険物等事故に適用する。

適用する危険物等とは、次のとおりである。

危険物：消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)第 2 条第 7 項に規定されているもの（例）石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など

火薬類：火薬類取締法(昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号)第 2 条に規定されているもの（例）火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など

高圧ガス：高圧ガス保安法(昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号)第 2 条に規定されているもの（例）液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど

毒物・劇物：毒物及び劇物取締法(昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号)第 2 条に規定されているもの（例）毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など

指定可燃物：危険物の規制に関する政令(昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号)第 1 条の 12 に規定されているもの（例）紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など

なお、以上の危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者を「危険物等事業者」という。

2. 想定する事故

この計画で想定する危険物等事故は、次のとおりである。

次の事象により多数の死傷者や市民生活に影響がある事象が発生した場合又は発生するおそれのある場合

- (1) 危険物等の製造、取り扱い、貯蔵、販売等を行う事業所、施設における危険物等の漏洩、爆発、炎上等の発生
- (2) 危険物等積載車両の事故による危険物等の漏洩、爆発、炎上等の発生 等
(なお、道路上の事故については、札幌市道路事故災害対策計画によるものとする。)

第3節 関係機関の役割

危険物等事故にかかわる防災関係機関等の役割は、次のとおりとする。

1. 札幌市

名 称	主 な 役 割
危機管理対策室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本部の総括に関する事 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関する事 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関する事 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関する事 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関する事
市長政策室	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報等の総括と市民提供に関する事 2. 報道機関に対する情報の提供に関する事 3. 新聞・放送等による災害広報に関する事 4. 災害に関する相談、苦情等の処理の総合調整に関する事
保健福祉局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 緊急医療機関、医師会等の医療関係団体、民間医療関係企業等との連絡調整及び支援要請に関する事 2. 医薬品、衛生資器材、血液等の調達に関する事 3. 医療救護班の編成及び配備計画に関する事
環境局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害廃棄物の処理計画に関する事 2. 有害物質取扱施設等の被害状況把握に関する事 3. 災害による大気汚染、水質汚染等の拡大防止対策に関する事
建設局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路及び河川の被害調査の総合調整に関する事 2. 道路及び河川の応急対策の総合調整に関する事 3. 処理場、ポンプ場及び管路施設の機能保持に関する事
水道局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害時における飲料水の供給に関する事 2. 浄水施設及び送・配水施設の被害調査に関する事 3. 水質の検査に関する事
消防局	<ol style="list-style-type: none"> 1. 消火、救助、救急に関する事 2. 警戒区域の設定に関する事 3. 災害現場における緊急避難対策に関する事 4. 危険物の除去及び処理に関する事 5. 災害情報の収集及び報告に関する事 6. 災害広報に関する事 7. 火災原因調査に関する事
区役所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区の区域における災害対策の総合調整に関する事 2. 災害に係る緊急避難の勧告等に関する事

	<ul style="list-style-type: none"> 3. 関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関する こと 4. 災害情報等の収集及び伝達に関すること 5. 道路の通行の禁止又は制限に関すること 6. 区民、避難者への情報提供及び広聴に関すること 7. 遺体安置所の設置に関すること 8. 応急救護所の設置及び運営管理に関すること
--	--

災害対策本部等が設置された場合の役割は、札幌市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（平成 10 年 3 月訓令第 2 号）、同事務取扱要領によるものとする。その他、対策上必要とされる部局については、札幌市地域防災計画における責務を有する。

2. 防災関係機関

名 称	主 な 役 割
北海道産業保安監督部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 危険物等の保安並びに事業者の指導に関すること 2. 危険物等事業者の防災上の措置の実施に関する指導に関する こと
陸上自衛隊第 11 旅団	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣に関する救援活動に関すること (自衛隊法に基づく自主判断による出動含む)
北海道警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 被害情報の収集に関すること 2. 交通規制、緊急車両の誘導に関すること 3. 被災者の救助、救護に関すること 4. 遺体の搬送、検視、検案に関すること 5. 災害現場の警戒活動に関すること 6. 住民等の避難誘導に関すること 7. 関係機関の行う災害応急対策及び復旧対策への援助に関 すること
北海道（石狩振興局）	<ul style="list-style-type: none"> 1. 自衛隊等の災害派遣要請に関すること 2. 被害情報の収集、伝達及び報告に関すること 3. 防災関係機関との連絡調整、必要な支援に関すること 4. 火薬類取締法に基づく火薬類による災害の防止、公共の 安全の確保に関すること
河川管理者 (北海道開発局札幌開 発建設部、空知総合振興 局札幌建設管理部)	<ul style="list-style-type: none"> 1. 河川の被害調査に関すること 2. 水質の検査に関すること
報道機関	<ul style="list-style-type: none"> 1. 災害情報等の放送に関すること 2. 防災に関する知識の普及に関すること

3. 市民

名 称	主 な 役 割
市民	1. 災害情報の通報に関すること 2. 自主避難に関すること 3. 災害時要援護者等の避難活動の支援に関すること 4. 避難場所収容時の自主運営に関すること 5. 避難訓練等、自主防災活動への参加に関すること

4. 危険物等事業者

名 称	主 な 役 割
危険物等事業者	1. 自主保安体制の確立に関すること 2. 災害時における危険物等の保安に関する措置に関するこ と 3. 消火、救助、救急に関すること 4. 遺体の収容、安置に関すること 5. その他被災者対策に関すること

5. その他施設の管理者

名 称	主 な 役 割
その他施設の管理者 (社会福祉施設、学校、 保育所、病院、事業所、 デパート等不特定多数 の人間が出入りする施 設)	1. 災害情報の通報に関すること 2. 自主避難に関すること 3. 災害時要援護者等の避難活動の支援に関すること 4. 従業員、施設入所者、施設利用者等への情報提供に関す ること 5. 従業員、施設入所者、施設利用者等の避難誘導に関する こと 6. 防災計画等の作成に関すること 7. 避難訓練の実施に関すること

第 2 章 災害予防計画

第1節 予防対策の推進

1. 予防体制の確立

危険物等事業者は、各危険物等に関する法令に基づき、設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、危険物保安監督者の選任等により自主保安体制の確立を図る。

2. 情報連絡体制の確立

札幌市、危険物等事業者及び防災関係機関は、危険物事故防止に係る情報の交換や相互の協力を図るため情報連絡体制を確立する。

3. 防災教育・訓練の実施

危険物等事業者は、事故の発生を想定して、初期消火、避難誘導等の訓練を定期的に行い応急対策の習熟を図る。

また、従業員に対し、各機関の行う保安教育講習会への参加や安全に関する広報を行い事故の防止について保安教育を行う。

第2節 予防査察等の推進

北海道産業保安監督部、北海道、札幌市は、危険物等の取扱等に関する法令に基づき、危険物等施設の保安検査、立入検査を行い、設備及び保安体制について確認し安全の確保に努める。

第 3 章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制の確立

危険物等事故が発生した場合又はそのおそれのある場合は、札幌市は次のような配備体制をとり、対策に必要な職員を動員する。

配備基準は概ね次のとおりとするが、事故の程度や地域への影響度に応じて必要な配備体制をとる。

表 1 危険物等事故における札幌市の配備体制

配備体制	配備基準	配備要員	活動内容
警戒配備	危険物等事故が発生したとき又は発生するおそれのあるとき	危機管理対策室 消防局 市長政策室 総務局 保健福祉局 環境局 建設局	事故情報の収集 消火・救急・救助活動 応急医療救護 防災関係機関との連絡調整 環境保全対策 広報 本部体制への移行準備
緊急災害対策実施本部	1. 危険物等事故により多数の死傷者が発生したとき 2. 危険物等事故により周囲に被害が発生したとき 3. 危険物等事故により避難が必要になったとき	水道局 区	上記に加え 避難対策 被害調査 その他の災害応急対策
災害対策本部 (第一配備～第三配備)	危険物等事故により多数の死傷者が発生し、さらに拡大のおそれがあるとき	概ね職員の 1 / 3 以上	上記に加え 災害対策本部の設置 その他の災害応急対策

警戒配備

通常の体制・事務に基づき本部を設置せずに必要な部局に連絡をとり対応する体制

緊急災害対策実施本部

災害対策本部に準じて必要な部局を動員して対応にあたる体制

災害対策本部

全庁的な対応を必要とする場合の体制

第2節 情報の収集・伝達

1. 情報連絡体制

危険物等事故が発生した場合、危険物等事業者又は発見者は、消防又は警察に通報する。通報を受けた者は、札幌市及び必要な関係機関に事故災害発生連絡及び各種要請等を行う。

なお、事故発生時の通報・連絡事項は、以下のとおりとし、第一報で不明な事項は、判明次第連絡する。

事故発生時の通報・連絡事項

事故の種類
事故発生の時刻、場所
死傷者の有無
火災の有無
当該危険物等の種類、量
その他貯蔵している危険物等の種類、量
その他必要な事項

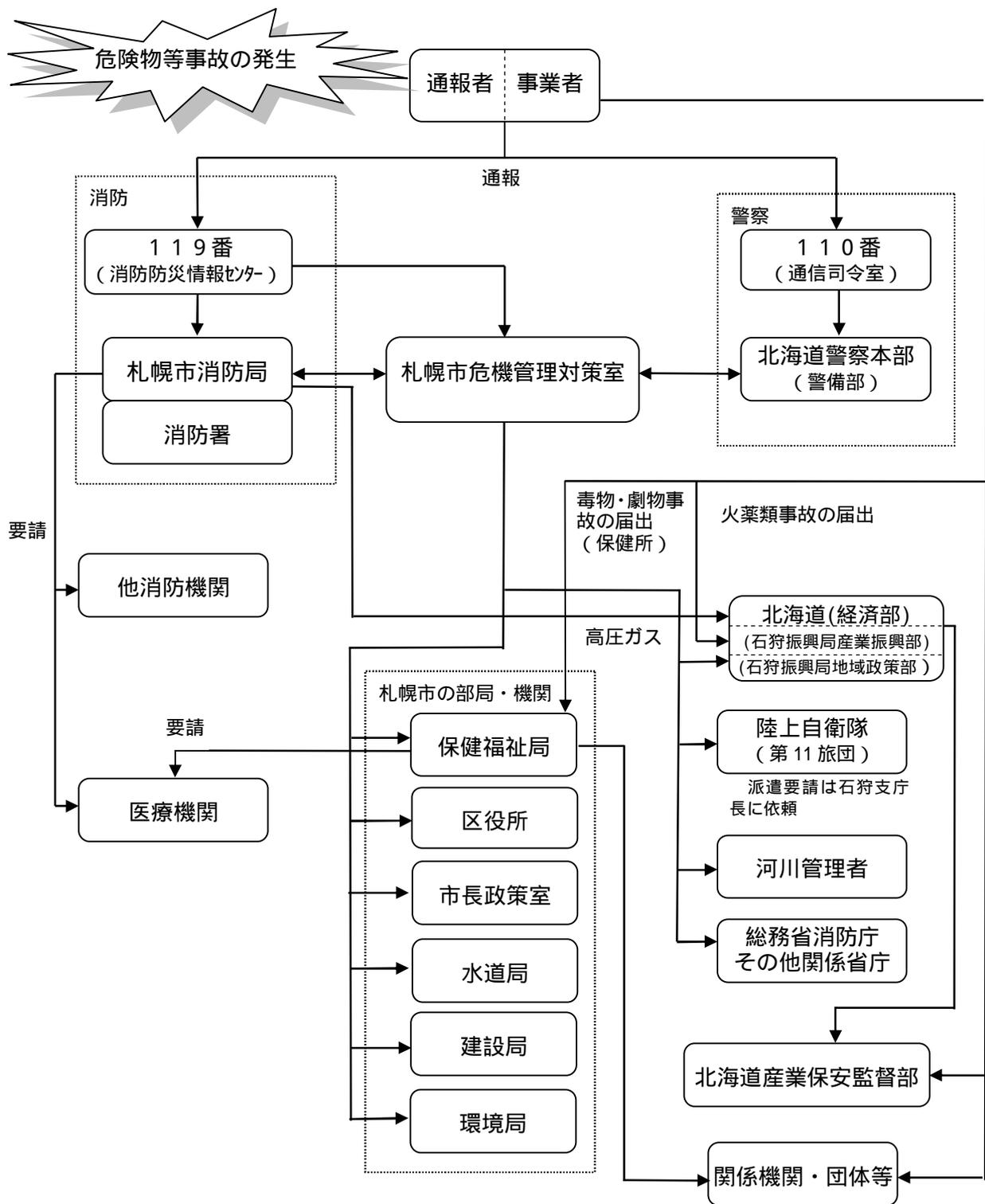


図 1 事故発生時の情報連絡系統

2. 市民等への情報伝達

危険物等事故による危険物等の爆発、施設の炎上、有害物質の拡散等により、周辺地域に影響が及ぶおそれがある場合は、広報車、テレビ、ラジオ、コミュニティFM局により市民等に避難及び注意喚起等の情報を伝達する。

また、学校、病院、福祉施設等へは、電話、FAX等により伝達する。

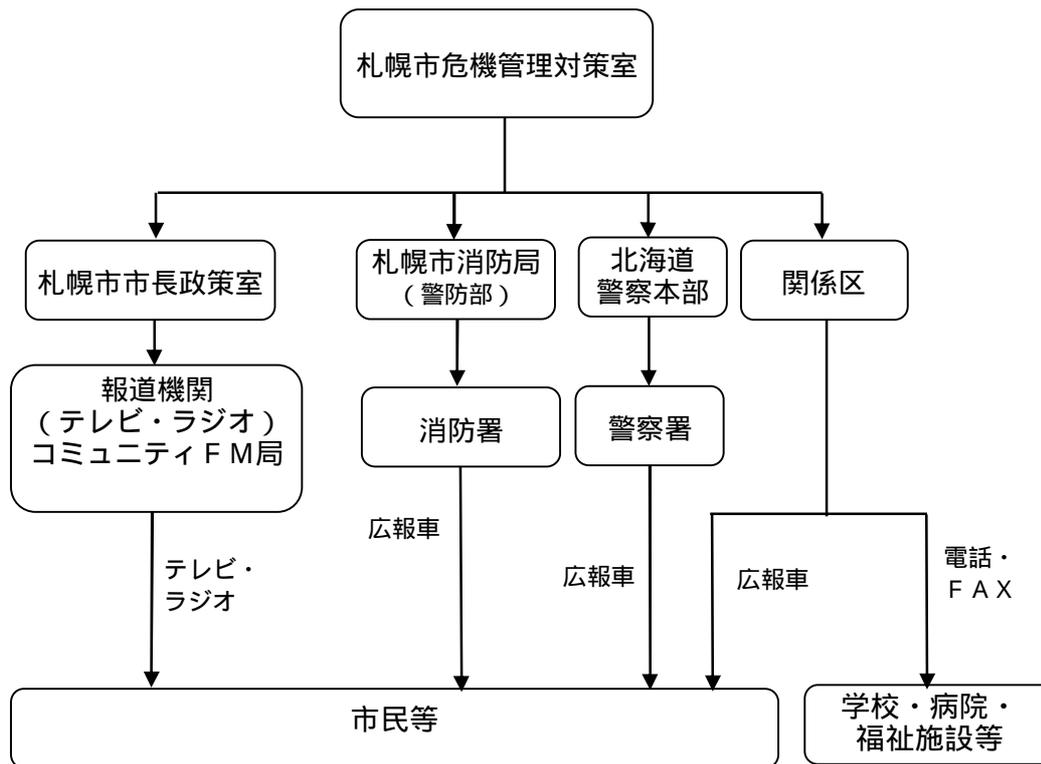


図 2 避難等が必要な場合の市民等への情報伝達経路

市民等への伝達事項

事故の発生状況	市民等のとるべき措置
避難の勧告・指示	避難経路、避難場所
避難時の注意事項	その他必要な情報

第3節 応援派遣要請

救助、消火、危険物等の除去等の活動において、札幌市だけでは対応が困難な場合は、災害対策基本法及び応援協定等にもとづき防災関係機関等に応援を要請する。

1. 自衛隊

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事（石狩振興局長）に対して要請事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で依頼し後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事（石狩振興局長）に依頼するいとまがないと認められるときは、直接指定部隊等の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

自衛隊派遣要請事項

災害の状況及び派遣を要請する事由 派遣を希望する期間 派遣を希望する区域及び活動内容 派遣部隊が展開できる場所 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項

2. その他機関

市長は、関係法令、応援協定に基づき必要とする関係機関に応援を要請する。

表 2 主な協定等

協定等の名称	要請先・締結先	協定の概要内容
緊急消防援助隊	知事	全国の緊急消防援助隊の出動
北海道広域消防相互応援協定	北海道内各消防本部	陸上応援：消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集・伝達、広報等の活動を行う隊）による応援活動 航空応援：ヘリコプターによる応援活動
20 大都市災害時相互応援に関する協定	東京都、政令指定都市	食糧・飲料水・物資、資機材、車両等の供給、応急復旧要員の派遣
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道内市町村	食糧、飲料水及び生活必需物資並びに供給に必要な資機材の提供とあわせん
大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	(株)札幌民間救急サービス、札幌寝台自動車(株)、(株)ジネット「スマイル・ジ」	大規模災害等により発生した多数の傷病者のうち、軽傷者搬送支援

<p>防災管理体制に関する協定</p>	<p>デパート、オフィスビル等 60 施設</p>	<p>地下鉄（南北・東西・東豊線）の各駅と地下通路で連結されている関係ビル等と災害時における市民の安全確保に関する相互支援</p>
<p>札幌圏防災関係機関連絡会（平成 7 年 7 月 21 日設置）</p> <p>災害活動の連携に関する協議結果（平成 8 年 11 月策定）</p>	<p>【札幌圏】札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町の 5 市 1 町</p> <p>【関係機関】陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火・救助・救急等の連携活動に関する事項 2 災害時における情報の収集伝達に関する事項 3 緊急物資の調達等に関する事項 4 ヘリコプターの効率的運用に関する事項 5 その他災害対策に関する事項
<p>災害時の医療救護活動に関する協定書</p>	<p>(社)札幌市医師会 (社)札幌市歯科医師会 (社)札幌市薬剤師会</p>	<p>医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師の派遣</p>

第4節 応急対策活動

1. 情報の共有化

札幌市、危険物等事業者及び防災関係機関は、的確な応急対策を実施するため情報の共有化を図る。

2. 消火・救助

危険物等の事業者は、危険物等事故が発生した場合、自衛消防隊等により可能な限り事故の拡大防止と初期消火に努める。

消防は、警察等と連携して、消火活動、被災した従業員等の救助活動、行方不明者の捜索を実施する。また、消防部隊が不足する場合は、北海道広域消防相互応援協定等に基づく応援や緊急消防援助隊の要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3. 応急医療救護

救助された傷病者は、救急車両等によって災害時基幹病院等医療機関に搬送する。

傷病者が多数発生した場合は、札幌市医師会、医療機関に要請して事故現場の近くに救護所を設置し、トリアージ及び軽症者の応急措置を行う。

4. 遺体の処理・安置

遺体は、警察による検視及び医師による検案ののち、身元が確認された場合は、遺族等の関係者に引き渡す。身元が不明な遺体は、遺体の衣服、身体の特徴、所持品などを記録・保管し、広報などによって身元の捜索を行う。

なお、多数の遺体が発生した場合は、公共施設等に安置所を開設して対応にあたる。

5. 交通規制等

警察は、被害の拡大防止及び周辺交通の混乱を防止するために、事故現場及び警戒区域の迂回路の設定、交通誘導等の交通規制を行う。

また、関係機関は、危険物等積載車両の事故による危険物等の漏洩や道路構造物等の破壊があった場合は、道路管理者に連絡し対応措置を要請する。

6. 流出危険物等への対応

危険物等が当該施設から河川等へ流出した場合は、当該事業者等はその回収等の措置を行う。また、その情報を入手した札幌市水道局、札幌市建設局及び河川管理者等の機関は、被害の拡大防止を行う。札幌市環境局は、危険物等や煙による大気、水質に関する環境調査等を行う。

7. 被害調査等

危険物等の爆発、漏洩、火災による煙の拡散等により周囲に被害が発生した場合は、各区の調査により被災状況を把握する。被害状況は、札幌市緊急災害対策実施本部・災害対策本部に集約する。

さらに、健康に被害のおそれがある場合は、札幌市医師会等と連携して区の保健センターに応急救護所を設置し対応にあたる。また、広報を通じて注意を喚起する。

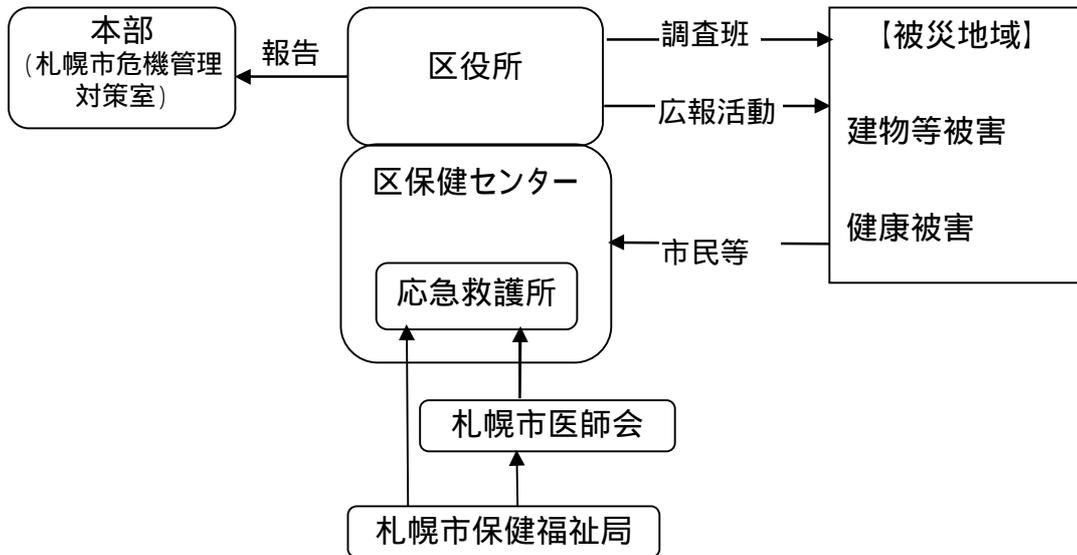


図 3 被災地域への対応

第5節 避難対策

1. 避難の勧告・指示

市長は、危険物等の漏洩や火災による煙の拡散等により、周辺地域へ危険が及ぶおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを勧告し、緊急を要すると認めるときは避難のための立ち退きを指示する。その他、警察官、自衛官は、法令等の定めにより避難を指示する。

表 3 避難の勧告・指示の発令権者及び要件

発令権者	勧告・指示を行う要件	根拠法令
市長	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
警察官	市長が避難のための立ち退きを指示することができないと認められるとき 市長から要求があったとき 人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条

2. 警戒区域の設置

市長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し又は災害の拡大や二次災害の発生のおそれのある場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し又は退去を命ずることができる。

消防は、消防法第28条に基づき火災現場等に消防警戒区域を設定し、同様の措置をとる。この場合、警察官に要請して協力して警戒にあたる。

3. 避難誘導

避難の勧告・指示は、区役所等の広報車にて行う。道路の交差点等においては、警察官、消防職・団員等が安全な方向へ誘導する。

4. 避難場所の開設

区役所は、収容避難場所を必要に応じて開設し、市職員を配置するとともに避難者の収容を行う。

また、必要に応じて食料や生活物資の供給等の支援を行う。

資料編

危険物等の定義

1. 危険物

消防法第2条第7項による。

類別	性質	品名
第一類	酸化性固体	1 塩素酸塩類 2 過塩素酸塩類 3 無機過酸化物 4 亜塩素酸塩類 5 臭素酸塩類 6 硝酸塩類 7 よう素酸塩類 8 過マンガン酸塩類 9 重クロム酸塩類 10 その他のもので政令で定めるもの 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第二類	可燃性固体	1 硫化りん 2 赤りん 3 硫黄 4 鉄粉 5 金属粉 6 マグネシウム 7 その他のもので政令で定めるもの 8 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの 9 引火性固体
第三類	自然発火性物質及び禁水性物質	1 カリウム 2 ナトリウム 3 アルキルアルミニウム 4 アルキルリチウム 5 黄りん 6 アルカリ金属(カリウム及びナトリウムを除く。)及びアルカリ土類金属 7 有機金属化合物(アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを除く。) 8 金属の水素化物 9 金属のりん化物 10 カルシウム又はアルミニウムの炭化物 11 その他のもので政令で定めるもの 12 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第四類	引火性液体	1 特殊引火物 2 第一石油類 3 アルコール類 4 第二石油類 5 第三石油類 6 第四石油類 7 動植物油類
第五類	自己反応性物質	1 有機過酸化物

		2 硝酸エステル類 3 ニトロ化合物 4 ニトロソ化合物 5 アゾ化合物 6 ジアゾ化合物 7 ヒドラジンの誘導体 8 ヒドロキシルアミン 9 ヒドロキシルアミン塩類 10 その他のもので政令で定めるもの 11 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの
第六類	酸化性液体	1 過塩素酸 2 過酸化水素 3 硝酸 4 その他のもので政令で定めるもの 5 前各号に掲げるもののいずれかを含有するもの

- 1 酸化性固体とは、固体（液体（1気圧において、温度20度で液状であるもの又は温度20度を越え40度以下の間において液状となるものをいう。以下同じ。）又は気体（1気圧において、温度20度で気体状であるものをいう。）以外のものをいう。以下同じ。）であって、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は衝撃に対する感受性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 2 可燃性固体とは、固体であって、火災による着火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 3 鉄粉とは、鉄の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 4 硫化りん、赤りん、硫黄及び鉄粉は、備考第二号に規定する性状を示すものとみなす。
- 5 金属粉とは、アルカリ金属、アルカリ土類金属、鉄及びマグネシウム以外の金属の粉をいい、粒度等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 6 マグネシウム及び第二類の項第八号の物品のうちマグネシウムを含有するものにあつては、形状等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 7 引火性固体とは、固形アルコールその他1気圧において引火点が40度未満のものをいう。
- 8 自然発火性物質及び禁水性物質とは、固体又は液体であつて、空気中での発火の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は水と接触して発火し、若しくは可燃性ガスを発生する危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 9 カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんは、前号に規定する性状を示すものとみなす。
- 10 引火性液体とは、液体（第三石油類、第四石油類及び動植物油類にあつては、1気圧において、温度20度で液状であるものに限る。）であつて、引火の危険性を判断するための政令で定める試験において引火性を示すものであることをいう。
- 11 特殊引火物とは、ジエチルエーテル、二硫化炭素その他1気圧において、発火点が100度以下のもの又は引火点が零下20度以下で沸点が40度以下のものをいう。
- 12 第一石油類とは、アセトン、ガソリンその他1気圧において引火点が21度未満のものをいう。

- 13 アルコール類とは、1分子を構成する炭素の原子の数が1個から3個までの飽和1価アルコール（変性アルコールを含む。）をいい、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 14 第二石油類とは、灯油、軽油その他1気圧において引火点が21度以上70度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成等を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 15 第三石油類とは、重油、クレオソート油その他1気圧において引火点が70度以上200度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 16 第四石油類とは、ギヤー油、シリンダー油その他1気圧において引火点が200度以上250度未満のものをいい、塗料類その他の物品であって、組成を勘案して総務省令で定めるものを除く。
- 17 動植物油類とは、動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、1気圧において引火点が250度未満のものをいい、総務省令で定めるところにより貯蔵保管されているものを除く。
- 18 自己反応性物質とは、固体又は液体であって、爆発の危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すもの又は加熱分解の激しさを判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 19 第五類の項第十一号の物品にあつては、有機過酸化物を含有するもののうち不活性の固体を含有するもので、総務省令で定めるものを除く。
- 20 酸化性液体とは、液体であって、酸化力の潜在的な危険性を判断するための政令で定める試験において政令で定める性状を示すものであることをいう。
- 21 この表の性質欄に掲げる性状の二以上を有する物品の属する品名は、総務省令で定める。

2 . 毒物・劇物

毒物及び劇物取締法第2条による

毒物

- 1 エチルパラニトロフェニルチオノベンゼンホスホネイト（別名E P N）
- 2 黄燐
- 3 オクタクロルテトラヒドロメタノフタラン
- 4 オクタメチルピロホスホルアミド（別名シユラーダン）
- 5 クラール
- 6 4アルキル鉛
- 7 シアン化水素
- 8 シアン化ナトリウム
- 9 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名パラチオン）
- 10 ジニトロクレゾール
- 11 2・4 - ジニトロ - 6 - （1 - メチル・プロピル） - フェノール
- 12 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフェイト（別名メチルジメトン）
- 13 ジメチル - （ジエチルアミド - 1 - クロルクロトニル） - ホスフェイト
- 14 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフェイト（別名メチルパラチオン）
- 15 水銀
- 16 セレン
- 17 チオセミカルバジド
- 18 テトラエチルピロホスフェイト（別名T E P P）
- 19 ニコチン
- 20 ニツケルカルボニル
- 21 砒素
- 22 弗化水素
- 23 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエンドジメタノナフタリン（別名エンドリン）
- 24 ヘキサクロルヘキサヒドロメタノベンゾジオキサチエピンオキサイド
- 25 モノフルオール酢酸
- 26 モノフルオール酢酸アミド
- 27 硫化燐
- 28 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の毒性を有する物であつて政令で定めるもの

劇物

- 1 アクリルニトリル
- 2 アクロレイン
- 3 アニリン
- 4 アンモニア
- 5 2 - イソプロピル - 4 - メチルピリミジル - 6 - ジエチルチオホスフェイト（別名ダイアジノン）
- 6 エチル - N - （ジエチルジチオホスホリールアセチル） - N - メチルカルバメート
- 7 エチレンクロルヒドリン
- 8 塩化水素
- 9 塩化第一水銀
- 10 過酸化水素
- 11 過酸化ナトリウム
- 12 過酸化尿素
- 13 カリウム
- 14 カリウムナトリウム合金

- 15 クレゾール
- 16 クロルエチル
- 17 クロルスルホン酸
- 18 クロルピクリン
- 19 クロルメチル
- 20 クロホルム
- 21 硅弗化水素酸
- 22 シアン酸ナトリウム
- 23 ジエチル - 4 - クロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
- 24 ジエチル - (2・4 - ジクロルフエニル) - チオホスフェイト
- 25 ジエチル - 2・5 - ジクロルフエニルメルカプトメチルジチオホスフェイト
- 26 四塩化炭素
- 27 シクロヘキシミド
- 28 ジクロル酢酸
- 39 ジクロルブチン
- 30 2・3 - ジ - (ジエチルジチオホスホロ) - パラジオキサン
- 31 2・4 - ジニトロ - 6 - シクロヘキシルフェノール
- 32 2・4 - ジニトロ - 6 - (- メチルプロピル) - フェニルアセテート
- 33 2・4 - ジニトロ - 6 - メチルプロピルフェノールジメチルアクリレート
- 34 2・2' - ジピリジリウム - 1・1' - エチレンジプロミド
- 35 1・2 - ジプロムエタン (別名 E D B)
- 36 ジプロムクロルプロパン (別名 D B C P)
- 37 3・5 - ジプロム - 4 - ヒドロキシ - 4' - ニトロアゾベンゼン
- 38 ジメチルエチルスルフィニルイソプロピルチオホスフェイト
- 39 ジメチルエチルメルカプトエチルジチオホスフェイト (別名チオメトン)
- 40 ジメチル - 2・2 - ジクロルビニルホスフェイト (別名 D D V P)
- 41 ジメチルジチオホスホリルフェニル酢酸エチル
- 42 ジメチルジプロムジクロルエチルホスフェイト
- 43 ジメチルフタリルイミドメチルジチオホスフェイト
- 44 ジメチルメチルカルバミルエチルチオエチルオホスフェイト
- 45 ジメチル - (N - メチルカルバミルメチル) - ジチオホスフェイト (別名ジメトエート)
- 46 ジメチル - 4 - メチルメルカプト - 3 - メチルフェニルチオホスフェイト
- 47 ジメチル硫酸
- 48 重クロム酸
- 49 砒酸
- 50 臭素
- 51 硝酸
- 52 硝酸タリウム
- 53 水酸化カリウム
- 54 水酸化ナトリウム
- 55 スルホナール
- 56 テトラエチルメチレンビスジチオホスフェイト
- 57 トリエタノールアンモニウム - 2・4 - ジニトロ - 6 - (1 - メチルプロピル) - フェノラート
- 58 トリクロル酢酸
- 59 トリクロルヒドロキシエチルジメチルホスホネイト
- 60 トリチオシクロヘプタジエン - 3・4・6・7 - テトラニトリル
- 61 トルイジン
- 62 ナトリウム
- 63 ニトロベンゼン

- 64 二硫化炭素
- 65 発煙硫酸
- 66 パラトルイレンジアミン
- 67 パラフェニレンジアミン
- 68 ピクリン酸 ただし、爆発薬を除く。
- 69 ヒドロキシルアミン
- 70 フェノール
- 71 プラストサイジン S
- 72 ブロムエチル
- 73 ブロム水素
- 74 ブロムメチル
- 75 ヘキサクロルエポキシオクタヒドロエンドエキソジメタノナフタリン（別名デイルドリン）
- 76 1・2・3・4・5・6 - ヘキサクロルシクロヘキサン（別名リンデン）
- 77 ヘキサクロルヘキサヒドロジメタノナフタリン（別名アルドリン）
- 78 ベタナフトール
- 79 1・4・5・6・7 - ペンタクロル - 3 a・4・7・7 a - テトラヒドロ - 4・7 - (8・8 - ジクロルメタノ) - インデン（別名ヘプタクロール）
- 80 ペンタクロルフエノール（別名 P C P）
- 81 ホルムアルデヒド
- 82 無水クロム酸
- 83 メタノール
- 84 メチルスルホナール
- 85 N - メチル - 1 - ナフチルカルバメート
- 86 モノクロル酢酸
- 87 沃化水素
- 88 沃素
- 89 硫酸
- 90 硫酸タリウム
- 91 燐化亜鉛
- 92 ロダン酢酸エチル
- 93 ロテノン
- 94 前各号に掲げる物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の劇性を有する物であつて政令で定めるもの

特定毒物

- 1 オクタメチルピロホスホルアミド
- 2 4 アルキル鉛
- 3 ジエチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
- 4 ジメチルエチルメルカプトエチルチオホスフエイト
- 5 ジメチル - (ジエチルアミド - 1 - クロルクロトニル) - ホスフエイト
- 6 ジメチルパラニトロフェニルチオホスフエイト
- 7 テトラエチルピロホスフエイト
- 8 モノフルオール酢酸
- 9 モノフルオール酢酸アミド
- 10 前各号に掲げる毒物のほか、前各号に掲げる物を含有する製剤その他の著しい毒性を有する毒物であつて政令で定めるもの

3. 火薬類

火薬類取締法第2条による。

1 火薬

- イ 黒色火薬その他硝酸塩を主とする火薬
- ロ 無煙火薬その他硝酸エステルを主とする火薬
- ハ その他イ又はロに掲げる火薬と同等に推進的爆発の用途に供せられる火薬であつて経済産業省令で定めるもの

2 爆薬

- イ 雷こう、アジ化鉛その他の起爆薬
- ロ 硝安爆薬、塩素酸カリ爆薬、カーリットその他硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬
- ハ ニトログリセリン、ニトログリコール及び爆発の用途に供せられるその他の硝酸エステル
- ニ ダイナマイトその他の硝酸エステルを主とする爆薬
- ホ 爆発の用途に供せられるトリニトロベンゼン、トリニトロトルエン、ピクリン酸、トリニトロクロルベンゼン、テトリル、トリニトロアニソール、ヘキサニトロジフェニルアミン、トリメチレントリニトロアミン、ニトロ基を三以上含むその他のニトロ化合物及びこれらを主とする爆薬
- ヘ 液体酸素爆薬その他の液体爆薬
- ト その他イからへまでに掲げる爆薬と同等に破壊的爆発の用途に供せられる爆薬であつて経済産業省令で定めるもの

3 火工品

- イ 工業雷管、電気雷管、銃用雷管及び信号雷管
- ロ 実包及び空包
- ハ 信管及び火管
- ニ 導爆線、導火線及び電気導火線
- ホ 信号焰管及び信号火せん
- ヘ 煙火その他前二号に掲げる火薬又は爆薬を使用した火工品（経済産業省令で定めるものを除く。）

4. 高压ガス

高压ガス保安法第2条による。

- 1 常用の温度において圧力（ゲージ圧力をいう。以下同じ。）が1メガパスカル以上となる圧縮ガスであつて現にその圧力が1メガパスカル以上であるもの又は温度35度において圧力が1メガパスカル以上となる圧縮ガス（圧縮アセチレンガスを除く。）
- 2 常用の温度において圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガスであつて現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの又は温度15度において圧力が0.2メガパスカル以上となる圧縮アセチレンガス
- 3 常用の温度において圧力が0.2メガパスカル以上となる液化ガスであつて現にその圧力が0.2メガパスカル以上であるもの又は圧力が0.2メガパスカルとなる場合の温度が35度以下である液化ガス
- 4 前号に掲げるものを除くほか、温度35度において圧力零パスカルを超える液化ガスのうち、液化シアン化水素、液化プロムメチル又はその他の液化ガスであつて、政令で定めるもの

5 . 指定可燃物

危険物の規制に関する政令第 1 条 12 項による。

1 綿花類

不燃性又は難燃性でない綿状又はトップ状の繊維及び麻糸原料をいう。

2 ぼろ及び紙くず

不燃性又は難燃性でないもの(動植物油がしみ込んでいる布又は紙及びこれらの製品を含む。)をいう。

3 糸類

不燃性又は難燃性でない糸(糸くずを含む。)及び繭をいう。

4 わら類

乾燥わら、乾燥^い藁及びこれらの製品並びに干し草をいう。

5 可燃性固体類

固体で、次の(1)、(3)又は(4)のいずれかに該当するもの(1 気圧において、温度 20 度を超え 40 度以下の間において液状となるもので、次の(2)、(3)又は(4)のいずれかに該当するものを含む。)をいう。

(1) 引火点が 40 度以上 100 度未満のもの

(2) 引火点が 70 度以上 100 度未満のもの

(3) 引火点が 100 度以上 200 度未満で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもの

(4) 引火点が 200 度以上で、かつ、燃焼熱量が 34 キロジュール毎グラム以上であるもので、融点が 100 度未満のもの

6 石炭・木炭類

コークス、粉状の石炭が水に懸濁しているもの、豆炭、練炭、石油コークス、活性炭及びこれらに類するものを含む。

7 可燃性液体類

消防法別表第 1 備考第 14 号の総務省令で定める物品で液体であるもの、同表備考第 15 号及び第 16 号の総務省令で定める物品で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの、同表備考第 17 号の総務省令で定めるところにより貯蔵保管されている動植物油で 1 気圧において温度 20 度で液状であるもの並びに引火性液体の性状を有する物品(1 気圧において、温度 20 度で液状であるものに限る。)で 1 気圧において引火点が 250 度以上のものをいう。

8 合成樹脂類

不燃性又は難燃性でない固体の合成樹脂製品、合成樹脂半製品、原料合成樹脂及び合成樹脂くず(不燃性又は難燃性でないゴム製品、ゴム半製品、原料ゴム及びゴムくずを含む。)をいい、合成樹脂の繊維、布、紙及び糸並びにこれらのぼろ及びくずを除く。

危険物等施設の状況

1. 危険物施設状況

(単位：件)

施設名 区	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
総数	7,712	1,679	745	1,004	1,095	347	810	248	593	818	373
製造所	3			2						1	
貯蔵所計	4,620	953	464	651	684	202	412	159	364	459	272
屋内貯蔵所	176	12	16	46	35	2	4	4	10	26	21
屋外タンク貯蔵所	127	6	6	27	29	1	12	1	10	26	9
屋内タンク貯蔵所	649	376	46	32	37	24	43	9	30	36	16
地下タンク貯蔵所	2,328	465	225	331	263	133	221	96	231	232	131
簡易タンク貯蔵所	5			1					4		
移動タンク貯蔵所	1,325	94	171	209	318	42	132	49	77	139	94
屋外貯蔵所	10		5	2					2		1
取扱所計	3,089	726	281	351	411	145	398	89	229	358	101
給油取扱所	669	71	73	108	109	31	58	43	61	68	47
営業用	459	61	55	78	62	26	48	25	34	45	25
自家用	210	10	18	30	47	5	10	18	27	23	22
販売取扱所	19	2	1	4	7					4	1
(第1種)	6	1		2	2						1
(第2種)	13	1	1	2	5					4	
移送取扱所											
一般取扱所	2,401	653	207	239	295	114	340	46	168	286	53

消防年報による。(平成16年4月1日現在)

2. 指定可燃物貯蔵届出の状況

(単位：件)

区分 区	事業所	届出数	貯蔵及び取扱所										
			綿花類	糸類	ぼろ紙くず	わら類	木毛 かんなくず	可燃性 固体類	可燃性 液体類	石炭 木炭	木工加工品 木くず	合成樹脂類	
												発泡	その他
総数	500	548	10	3	51	32	2	28	23	11	144	27	217
中央	31	31	2	3	1	2		4	1	2	7	3	6
北	53	60	1		6	14	1			1	23		14
東	140	160	2		20	7	1	2	7		42	5	74
白石	109	125			10	2		11	7	7	24	7	57
厚別	23	23	1		3			1	1		7		10
豊平	18	21			1	4					6	4	6
清田	7	7			2	1			1				3
南	21	22			1			1		1	7	1	11
西	58	59	2		4	1		7	5		18	5	17
手稲	40	40	2		3	1		2	1		10	2	19

消防年報による。(平成16年4月1日現在)

3. 毒物・劇物取扱届出（指定危険物施設）の状況

区分 区	届出総数		毒物		劇物	
	届出数 (件)	貯蔵量 (kg)	届出数 (件)	貯蔵量 (kg)	届出数 (件)	貯蔵量 (kg)
総数	60	366,210	7	6,340	53	359,870
中央	6	97,549			6	97,549
北	2	3,050			2	3,050
東	5	28,500			5	28,500
白石	20	88,440	3	1,640	17	86,800
厚別	3	1,100			3	1,100
豊平	1	900			1	900
清田	5	16,315	1	3,000	4	13,315
南	6	51,268	1	1,200	5	50,068
西	8	48,848	2	500	6	48,348
手稲	4	30,240			4	30,240

消防年報による。(平成16年4月1日現在)

4. 毒物・劇物登録施設の状況

区分 区	毒物劇物製 造業・輸入販 売業	毒物劇物販売業			
		販売業計	一般販売業	農業用品目 販売業	特定品目 販売業
総数	11	1,149	974	59	116
中央	3	346	294	21	31
北	-	152	134	8	10
東	1	148	127	6	15
白石	2	152	118	8	26
厚別	-	51	48	3	-
豊平	3	90	83	2	5
清田	-	35	29	4	2
南	-	32	26	3	3
西	1	103	86	2	15
手稲	1	40	29	2	9

平成15年度札幌市保健所事業概要による。

5 . 火薬庫の状況

区分 区	1級火薬庫		3級火薬庫	
	箇所数	棟数	箇所数	棟数
総数	13	26	4	4
中央	3	6		
北				
東				
白石				
厚別				
豊平				
清田				
南	8	16	2	2
西	1	2	2	2
手稲	1	2		

北海道石狩振興局商工労働観光課資料による。(平成17年1月11日現在)

危険物等事故の事例

年	月	日	事故分類	記事	死者・不明者	負傷者
1981	6	11	理科実験中の事故	東京・国分寺 小学校で6年生の理科の授業中、担任がアルミニウムと水酸化ナトリウムで水素を発生、マッチの火を近づけて爆発	0	16
1982	3	31	重油直接脱硫装置の爆発	茨城・神栖 鹿島石油製油所の重油直接脱硫装置原料油張込ポンプ安全弁下流配管侵食、劣化により水素噴出、爆発	5	3
1982	5	27	硫黄回収装置の火災	愛知・知多 製油所、硫黄回収装置硫化水素漏洩火災	1	1
1982	8	25	花火倉庫の爆発火災	兵庫・太子 三光煙火製造所倉庫全焼、打揚花火270個爆発、アルミニウムの自然発火か、不法存置の疑い	0	0
1983	1	14	廃液の爆発	兵庫・姫路 日本化薬姫路工場トリシネート・テトラセン合成工室屋外廃液槽に銲用爆粉移し入れ中衝撃により爆発	0	1
1983	2	3	廃液の爆発	岡山・上斎原 ウラン濃縮工場内化学分析室で廃液処理のため過塩素酸を加えて濃縮中爆発、ピーカー破裂	1	0
1983	6	21	理科実験中の事故	静岡・清水 中学校で理科実験中に試験管爆発、破片が左目に刺さり失明	0	6
1983	11	2	工場爆発火災	岡山・倉敷 ペンタジエン製造工場で強化プラスチック製の排水処理タンク爆発	1	3
1984	6	27	理科実験中の事故	神奈川・茅ヶ崎 小学校理科実験室で6年2組の生徒が水素発生実験中、1グループの三角フラスコが破裂	1	3
1985	5	6	タンクローリー事故・劇物漏洩	東京・目黒 環七でタンクローリー横転火災、民家6棟焼く、ガソリンが下水溝に流入	0	1
1985	11	15	工場火災	愛知・武豊 日本油脂武豊工場が無煙火薬の廃棄焼却中勘違いして前回焼却場所に廃棄置き発火、火傷	0	1
1986	2	21	理科実験中の事故	東京・中野 小学校の理科実験で水素爆発	0	15
1986	7	8	理科実験中の事故	大阪・堺 小学6年の水素発生実験で爆発、児童らけ	0	16
1986	12	13	マグネシウム粉による粉塵爆発	岐阜・土岐郡 電気掃除機で散乱の金属粉を吸引掃除中粉砕機、工場が爆発火災	1	1
1987	3	0	廃液の爆発事故	新潟 化学工場の産業廃液を処理中、監視口から白煙が吹き出し暖房用ストーブにより引火、爆発	0	3
1987	3	4	廃液の爆発事故	新潟・分水 産業廃液処理槽でエタノール等を含む廃液を処理中、看視孔より白煙が吹き出し石油ストーブで引火爆発	0	3
1987	5	28	理科実験中の事故	神奈川・川崎 中学校理科室で実験後、教師が誤ってヨード液を濃硝酸瓶に入れ、爆発	0	9
1987	9	11	理科実験中の事故	佐賀・有田 小学校理科教室で酸素中と空気中のローソクの燃え方実験中、酸素の集気瓶爆発	0	7
1988	6	13	工場爆発火災	愛知・武豊 日本油脂・武豊工場ジクミルパーオキサイド(DCP)プラントで爆発、火災	0	1
1989	3	6	タンクローリー転落積載物漏洩	北海道・江別 タンクローリーが大型トラックに衝突し河川に転落、ガソリン、軽油、灯油が流出	1	0
1989	10	3	廃液漏洩	福岡・若宮 フェノール廃液入りドラム缶が腐食したため開栓して新しい缶に詰め替え作業中多量流出	0	3
1990	3	26	廃液の爆発事故	宮城・仙台 電子部品製造工場の地下貯蔵式廃液タンクの蓋を開けたところ突然爆発、炎上	0	2
1990	5	26	可燃物の小分けが原因による火災・爆発	東京・板橋 薬品製造会社「第一化成工業」で過酸化ベンゾイル小分け中爆発、9棟全半焼、近隣の窓や車破損	9	17

1990	6	0	オキシ塩化リンに絡む中毒	和歌山 医薬品中間体合成プロセスで急激に温度上昇し爆発。オキシ塩化リンとテトラヒドロフランの異常反応?	0	2
1990	6	29	花火倉庫の爆発火災	愛知 豊橋「豊橋煙火会社」花火工場爆発。作業場3棟と貯蔵庫炎上	5	5
1990	9	6	花火倉庫の爆発火災	佐賀 北波多 花火工場「唐津煙火」の火薬配合室で爆発。火薬貯蔵庫に引火。2棟全焼	2	0
1990	12	8	酸素ボンベ爆発	島根 東出雲 解体工場で酸素容器のバルブを取外し中、突然バルブが飛び作業員重傷	0	1
1991	0	0	オキシ塩化リンに絡む中毒	日本 半導体工場でおキシ塩化リン入り容器を落とし、発生したガスを吸入。中毒	0	1
1991	2	16	移動中のタンクローリー・劇物漏洩	山口 徳山 タンクローリーで液化炭酸ガスを積載中、中央分離帯に乗り上げ横転。ガス漏洩	0	1
1991	3	15	環境へ影響を及ぼした廃液漏洩	東京 大田 大森南 メッキ工場でメッキ廃液の処理剤が配管の破損により流出。混合し塩素ガス発生	0	2
1991	10	23	廃液の爆発事故	福岡 北九州 三菱化成黒崎工場で廃液回収タンクの配管をアセチレン切断中、爆発	0	1
1992	4	17	タンクローリー転落積載物漏洩	北海道 室蘭 坂道に停車のタンクローリーがサイドブレーキ不完全で暴走、道路作業員はねる。タンク破損し灯油流出	1	0
1992	6	13	火薬工場	茨城 大同煙火工場で製造・貯蔵中の事故	3	58
1992	9	30	オキシ塩化リンに絡む中毒	兵庫 オキシ塩化リンの容器をフッ化水素酸水溶液で洗浄中突然爆発、作業員がフッ化水素酸浴び、ガスを吸入	0	1
1993	3	10	オキシ塩化リンに絡む中毒	東京 千代田 岩本町「山進ビル」1階でおキシ塩化リン入りのビンが床に落ち流出、有毒ガス発生、中毒	0	16
1993	4	15	可燃物の小分けが原因による火災・爆発	東京 渋谷 代々木 鉄筋コンクリート8階建マンション「ピラハイツ代々木」のデザイン事務所で揮発性溶剤小分け中引火、一室全焼	0	4
1993	10	21	マグネシウム粉による粉塵爆発	岡山 御津 日本マテリアル御津工場のアルミニウムとマグネシウムの混合粉末製造中の粉砕機で爆発、従業員死傷	1	1
1994	4	21	廃液の爆発事故	徳島 徳島 廃液加工工場で鶏の煮汁などが入ったドラム缶が突然破裂、飛んだふたが胸に当たった作業員死亡	1	0
1994	5	25	廃液の爆発事故	神奈川 横浜 港北 明治製菓薬品総合研究所でおキシ塩化リン廃液入り瓶に誤って水混入させ爆発	0	6
1994	5	25	オキシ塩化リンに絡む中毒	神奈川 横浜 港北 明治製菓薬品総合研究所でおキシ塩化リン廃液入り瓶に誤って水混入させ爆発	0	6
1994	6	12	硫黄回収装置の爆発	愛知 知多 ジャパンエナジー知多製油所の硫黄回収装置爆発、吹き飛んだエンドプレートが作業員にあたり死亡。スチーム配管損傷	1	0
1995	4	0	オキシ塩化リンに絡む中毒	宮崎 工場で窒素ガスの流量設定器を交換後試験のためスイッチを入れたところ、配管からおキシ塩化リン液が流出	0	21
1995	4	30	廃液の爆発事故	兵庫 明石 アイ・エス・シー化学本社工場で工場と外部の廃液タンクを結ぶ金属パイプの溶接作業中、タンク爆発。工場壁面大破	0	6
1995	5	30	硫黄回収装置の事故	神奈川 川崎 川崎 東燃川崎工場の石油精製プラントで点検中の硫黄回収装置から硫化水素ガスがもれる	3	42
1995	8	14	タンクローリー転落積載物漏洩	宮城 仙台 タンクローリー走行中タイヤ破裂。水田に転落、ガソリン漏洩	0	1
1995	9	17	廃液の爆発事故	千葉 館山 半導体部品製造「日鉄セミコンダクター」で化学薬品の残留物を廃棄中、空気に反応し爆発	0	4

1995	9	19	廃液の爆発事故	愛媛・松山 三菱化学松山事業所で合成繊維原料精製プラントの定期修理中のステンレス製廃液タンクが爆発, 炎上	0	1
1996	4	16	火薬製造工場爆発	広島・江田島 中国化薬江田島工場で爆発	3	
1996	6	8	タンクローリー転落積載物漏洩	秋田・秋田 タンクローリーが合流地点で割り込んできた車両を避け切れず斜面に転落・タンクに亀裂・ガソリン200リットル漏洩	0	1
1996	11	19	火薬製造工場爆発	広島・江田島 中国化薬江田島工場でTNT(トリニトロトルエン:爆薬)製造過程の精製室で爆発	0	6
1996	12	5	移動中のタンクローリー・劇物漏洩	宮城 県道でLPガスタンクローリーが危険物タンクローリーに衝突・燃料タンクから軽油約30リットルが側溝に流出	0	1
1997	2	0	オキシ塩化リンに絡む中毒	富山 DMP反応行程のクロル化行程でジアチルアニリンを滴下したところ, 破裂版が破れ反応容器中のオキシ塩化リンが流れ出て塩素ガス発生	0	3
1997	8	5	移動中のタンクローリー・劇物漏洩	静岡・菊川 東名高速道路でタンクローリーが中央分離帯に激突, 横転・ステアリン酸クロライド1.6t流出, 雨水と反応し塩化水素発生	0	1
1997	8	25	オキシ塩化リンに絡む中毒	愛知 日本化学工業愛知工場でバルクコンテナからオキシ塩化リンを荷下し中, ジョイント部分から内容物噴出し薬傷で死亡	1	0
1998	1	6	オキシ塩化リンに絡む中毒	埼玉 半導体製造会社内で作業中の事故により, オキシ塩化リンのガスが発生し, 吸引した作業員が呼吸器系を受傷	0	2
1998	3	16	タンクローリー転落積載物漏洩	島根 掛合 国道54号走行中のタンクローリーが約5m下の三刀屋川に転落, A重油6キロリットル流出・簡易水道断水	0	1
1998	3	24	工場爆発炎上	神奈川・川崎 日本油脂千鳥工場のポリアルキレングリコール・プラントでジメチルアルキルアミンオキサイド投入中, 爆発, 火災	0	1
1998	5	4	タンクローリー転落積載物漏洩	福岡 高速道路でタンクローリーが斜面に転落, 横転しガソリン, 軽油が漏洩	0	1
1998	9	-	マグネシウム粉による粉塵爆発	山梨 マグネシウム粉塵乾燥集塵機爆発・加工工場全焼	1	1
1998	9	16	重油直接脱硫装置からの漏洩	岡山・倉敷 ジャパンエナジー水島製油所の重油直接脱硫装置の反応塔配管フランジ部から重油・軽油混合液漏洩	0	0
1998	10	22	タンクローリー転落積載物漏洩	広島 タンクローリーが信号機に衝突後側道に転落, 横転・石油約200リットルが漏洩	0	1
1998	11	-	工場の爆発事故	群馬・尾島「日進化工」群馬工場でヒドロキシルアミン蒸留塔にある真空ポンプ内を通常の気圧に戻すために空気を入れる作業中, ポンプ爆発・部品が吹き飛び従業員に刺さる	0	1
1998	12	21	タンクローリー転落積載物漏洩	福島 タンクローリーが交差点で乗用車と衝突, 川に転落しタンクからガソリンと軽油7.8キロリットル漏洩	0	2
1999	1	10	マグネシウム粉による粉塵爆発	山梨・韮崎「邦和」精密機械工場でマグネシウム集じん機改良工事中, 集じん機爆発	1	1
1999	9	16	廃液の爆発事故	千葉・市川 東洋合成工業でカセイソーダ溶液で中和作業中ベンゼン廃液タンクが爆発	0	1
1999	9	30	理科実験中の事故	東京・世田谷 瀬田中学校で理科実験中, 生徒が硫化水素とみられる薬品を吸い込む	0	16
1999	10	29	タンクローリーの爆発	東京・港・南麻布 首都高でタンクローリーの過酸化水素爆発・周囲に被害	0	25
1999	12	0	マグネシウム粉による粉塵爆発	岩手 携帯電話の部品を製造中, マグネシウム粉塵を屋外へ排出する排風機爆発・作業員負傷	0	8

2000	6	10	化学工場の爆発	群馬・尾島 化学薬品メーカー「日進化工」群馬工場のヒドロキシルアルミン蒸留塔が爆発、炎上。蒸留塔は跡形もなく吹き飛び広い範囲に爆風、77世帯の窓ガラス割れ一部停電や電話不通	4	28
2000	8	1	火薬類の爆発	愛知・武豊 日本油脂愛知事業所内の鉄骨平屋の火薬類一時置き場で爆発。半径2kmで爆風により民家の窓ガラス割れるなど約400棟被災。住民ら負傷	0	79
2000	9	4	マグネシウム粉による粉塵爆発	神奈川・大和 金属加工「鈴木製作所」で電気部品の成形加工中、マグネシウム粉塵集塵機爆発。スリランカ人作業員死傷	1	1
2000	9	29	理科実験中の事故	長崎・上対馬 南陽小学校で塩酸と鉄を混ぜて水素を発生させる理科実験中にフラスコが破裂し5・6年生顔や手にガラス刺さる	0	9
2000	10	7	タンクローリー転落積載物漏洩	茨城・水戸 常磐道水戸インター出口の急な下りの右カーブで大型タンクローリーが約9m下の市道に転落。積んでいた軽油約2キロリットル流出	1	0
2000	11	24	マグネシウム粉による粉塵爆発	東京・町田 電気部品加工「鈴木製作所」の携帯電話などの部品工場内で内装工事中、溶接火花が集じん機にたまっていたマグネシウム粉末に引火、爆発	0	5
2001	1	24	移動中のタンクローリー・劇物漏洩	石川・加賀 国道8号線でスリップしたタンクローリーが横転、トリクロロランが漏れ炎上。付近の住民約260人避難	0	18
2001	3	28	オキシ塩化リンに絡む中毒	茨城・神栖 「味の素鹿島工場」オキシ塩化リンのタンク貯溜室にあるタンクの内部を洗浄中、水を注いだところ配管に残っていたオキシ塩化リンと激しく反応、破	0	3
2001	3	31	セラミックス工場爆発	山形・小国 「東芝セラミックス」の半導体部品製造用の炉付近で爆発。部品交換作業中の社員らやけど。炉内部に原料の四塩化ケイ素とプロパンが反応してできたガスが残留?	0	4
2001	4	26	FRP工場火災	神奈川・厚木 強化プラスチックを材料に車のバンパーなど製造している「サコーFRP」工場爆発、230平方m全焼。隣の住宅200平方m全焼。化学薬品にたばこの火引火?	0	1
2002	3	5	プロパンガス爆発	茨城・伊奈 一般住宅においてプロパンガスが爆発し負傷者が発生	0	5
2002	6	28	硫酸流出	秋田・秋田 精錬所の発煙硫酸の貯蔵タンクより漏洩	0	0
2002	8	1	マグネシウム粉による粉塵爆発	宮城・大衡 携帯電話加工工場でマグネシウム合金微粉が爆発	0	10
2003	8	14	ゴミ固形燃料発電所火災	三重・多度 ごみ固形燃料発電所のごみ固形燃料貯蔵施設の火災発生、消火作業中の消防職員らが死傷。消防活動は45日にも及んだ	2	5
2003	8	29	精油所火災	愛知・名古屋 エクソンモービル名古屋精油所でガソリン抜き取り中、出火	6	1
2003	9	3	製鉄所火災	愛知・東海 新日本製鉄名古屋製鉄所のコークス炉ガスタンク、ガスホルダーで爆発炎上、隣接したタンクも誘発爆発し炎上	0	15
2003	9	8	工場爆発	栃木・黒磯 ブリジストン栃木工場から出火、工場1棟、タイヤ10万本を焼失した。付近の住民1708世帯に避難指示	0	0
2003	9	26 28	精油所火災	北海道・一回目は、苫小牧 十勝沖地震直後に特定屋外貯蔵所のリング火災発生、二回目はそこから200m程離れたナフサタンクから出火、44時間にわたって炎上	0	0
2004	4	21	製油所火災	茨城県・鹿島郡 鹿島石油(株)鹿島製油所から出火、重油脱硫装置の反応塔加熱炉付近において残渣油に何らかの原因で着火、炎上したもの。	0	0

【参考】

災害情報センターホームページ「データベース」(<http://www.adic.rise.waseda.ac.jp/adic/menu.html>)

消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/bn/2004/index.html>)

防災システム研究所ホームページ(<http://www.bo-sai.co.jp/>)